

日進市LINE公式アカウントによるプレゼント事業要項

総合政策部情報広報課

令和7年12月3日制定

(趣旨)

第1条 本要項は、市が運営する日進市LINE公式アカウント（以下「公式LINE」という。）及び市ホームページにおいて実施するプレゼント事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要項における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公式LINE 市がLINE株式会社の運営するコミュニケーションサービス上に開設する「日進公式LINE公式アカウント」をいう。
- (2) プрезент 事業者が取り扱う商品又はサービス等であって、事業者が発行するサービス券により当選者が利用できるものをいう。
- (3) 市ホームページ 日進市公式ホームページをいう。
- (4) PL保険 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく損害賠償責任を補償する生産物賠償責任保険又はこれと同等の保険をいう。
- (5) 当選者 公式LINEから応募し、抽選により選定された者をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、次に掲げる内容により行う。

- (1) 事業者が提供するプレゼント情報及び事業者紹介を、公式LINE及び市ホームページに掲載し紹介すること。
- (2) 公式LINEにおける掲載内容は、市がプレゼント応募公開日に投稿するものとする。
- (3) 事業者紹介に掲載する情報は、次のとおりとする。

ア 事業者名

イ 紹介文・担当者メッセージ（公式LINE：最大50文字、市ホームページ：最大100文字）

ウ 電話番号

エ 所在地

オ 事業者のホームページ又はSNSアカウント

（対象事業者）

第4条 事業へ参画できる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所又は営業所を有すること。
- (2) 総額2万円相当以上のプレゼントを提供できること。
- (3) PL保険又は同等の損害賠償責任保険に加入していること。

2 対象事業者の参画は、原則として年1回とする。

（事業参画の申請）

第5条 事業への参画を希望する対象事業者は、公式LINEに登録のうえ、電子申請により市長に申請するものとする。

（プレゼントの内容）

第6条 事業者が提供するプレゼントは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当選者1名当たり2千円相当以上であること。
- (2) 事業者の取扱商品又は事業者が経営する店舗等で使用可能なサービス券であること。
- (3) サービス券の使用可能期間は、原則として発表月の翌月末までとする。
ただし、市と事業者で協議して別に定めることができる。
- (4) 市が定める期間中に提供可能なものであること。
- (5) プрезентは事業者の責任及び負担により提供すること。

2 プレゼント応募を公開する際は、プレゼント情報を市が公式LINEに投稿する。

(掲載内容の作成)

第7条 事業者紹介及びプレゼント情報は、事業者が作成し、市と確認のうえで、公式LINE及び市ホームページにて公開するものとする。

2 掲載内容の作成は、事業者の責任及び負担による。

(掲載期間)

第8条 公式LINEにおける対象事業者の掲載期間は、プレゼント応募の公開月末までとする。

2 市ホームページにおける対象事業者の掲載期間は、原則3か月間とする。

(参画希望事業者への広報)

第9条 市は、公式LINE、市ホームページ、市広報紙等により、参画事業者の募集を周知する。

(画像提供)

第10条 事業者は、次に掲げる画像データを市に提供するものとする。

- (1) 事業所の外観写真（1枚）
- (2) PR画像（1枚）

(プレゼント応募)

第11条 プレゼントに応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、公式LINEに登録し、公式LINEから電子申請により応募するものとする。

(当選者の選定及び配布)

第12条 当選者は、前条に規定する申請者の中から抽選により選定する。た

だし、応募内容に不備がある場合は当選対象外とし、再抽選を行う。

2 市は、当選者へサービス券を配布する。